○厚生労働省告示第四百三十二号

老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）第一条の十三及び第二十条の十の規定に基づき、厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（平成十八年厚生労働省告示第二百六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に締結されたこの告示による改正前の同告示第一号ロ及び第二号ロの規定による契約については、当該契約を締結した認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は有料老人ホームの設置者の親会社に一以上の適格格付機関（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。）により法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四―一及び四―二の格付（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第三条第四号に規定する法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四―一及び四―二の格付をいう。）が付与されている場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一号ロ中「一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）により長期の債務を履行する能力について特定格付（同令第九条の四第五項第一号ホに規定する特定格付をいう。以下同じ。）が付与されたもの」を「一以上の適格格付機関（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。以下同じ。）により法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四―一及び四―二の格付（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第三条第四号に規定する法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四―一及び四―二の格付をいう。以下同じ。）が付与されたもの」に改める。

第二号ロ中「一以上の指定格付機関により長期の債務を履行する能力について特定格付」を「一以上の適格格付機関により法人等向けエクスポージャーの信用リスク区分四―一及び四―二の格付」に改める。

第二号の次に次の附則を加える。

附　則

第一号ロ及び第二号ロの規定は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

○農林水産省告示第二千三百四号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第四十三条第二項第四号及び水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第七十条第二項第四号の規定に基づき、農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件

（農業協同組合法施行規程の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関（以下「指定格付機関」という。）」を「保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）」に改める。

第二十五条第一項第一号イ、第二号及び第三号中「指定格付機関」を「適格格付業者」に改める。

（水産業協同組合法施行規程の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関（以下「指定格付機関」という。）」を「保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者（以下「適格格付業者」という。）」に改める。

第二十四条第一項第一号イ及び第三号中「指定格付機関」を「適格格付業者」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○農林水産省
経済産業省告示第六号

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省令第三号）第三十八条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、平成二十二年農林水産省告示第三号（商品先物取引法施行規則第三十八条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、商品先物取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣　大畠　章宏

第三条第一号中「及び金の派生商品並びに」を「、金の派生商品及び」に改め、同条第二号中「、農林水産物及び」を「及び農林水産物並びに」に改める。

第六条第一項中「含む。）及び」を「含む。）並びに」に改め、「関連する原資産」の下に「（オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号（注1）中「、数値」を「若しくは数値」に改め、同号（注3）中「に掲げる表の」を「の表に掲げる」に改め、同条第三項中「これを」を「、これを」に改める。

第九条第一項第二号中「の上欄」及び「の下欄」を削り、同号（注2）中「及び有価証券その他の物並びに」を「、有価証券その他の物及び」に、「除く。）及び」を「除く。）、」に、「控除する」を「除く」に改め、同号（注3）中「除く」の下に「ことができる」を加え、同号（注4）中「第一号」を「前号」に改め、同号（注5）中「並びに金融商品取引法」を「、金融商品取引法」に、「、金融商品取引業等に関する内閣府令」を「並びに金融商品取引業等に関する内閣府令」に改め、「除く」の下に「ことができる」を加え、同条第三項中「の上欄」及び「の下欄」を削り、「指定格付」を「適格格付」に改め、同項（注2）中「第一条第五号」を「第一条第五十四号」に改め、同項（注3）中「連結財務諸表提出会社をいう。）又は外国におけるこれに相当するもの」を「連結財務諸表提出会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。）」に、「連結子会社をいう。）又は外国におけるこれに相当するもの」を「連結子会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。）」に改め、同項（注5）中「上記取引先」を「取引先」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。